

電気需給契約書（案）

発注者 分任支出負担行為担当官 近畿農政局土地改良技術事務所長 森田 明宏
（以下「発注者」という。）と受注者
（以下「受注者」という。）は令和7年度近畿農政局土地改良技術事務所庁舎で使用する電気の需給に関し次の条項により需給契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 発注者及び受注者は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第2条 受注者は、別紙仕様書に基づき近畿農政局土地改良技術事務所庁舎で使用する電気を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和8年1月1日から令和8年12月31日までとする。

（契約金額）

第4条 契約金額は、次のとおりとする。

基本料金単価	円	銭/キロワット
電力量料金単価 夏季	円	銭/キロワット時
その他季	円	銭/キロワット時

夏季とは、7月1日から9月30日までとする。

2 前項の金額には消費税及び地方消費税（消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する額）を含むものとする。

3 受注者の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、発注者及び受注者が協議のうえ価格を改定できる。

（契約保証金）

第5条 発注者は、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を全額免除するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第6条 受注者は、発注者の書面による承諾を得ないで、この契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し若しくは承継させてはならない。但し、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払による弁済の効力は、発注者が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(使用電力の増減)

第 7 条 発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、または下回ることができる。

(契約電力)

第 8 条 各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 1 1 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とする。

(計量及び検査)

第 9 条 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日における電力量計の読みと前回の検針日における電力量計の読みの差引により使用電力量等を算定（使用電力量に小数点以下の端数がある場合は、小数点第 1 位で四捨五入するものとする。）し、発注者の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）による検査を受けるものとする。

2 受注者は、発注者が使用した電力量を、前月 1 日の 0 時から当月最終日の 24 時までの期間に電力計に記録された値により計量し、その結果について検査職員による検査を受けるものとする。

ただし、検針日が行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年 12 月 13 日法律第 91 号）第 1 条第 1 項に掲げる日及び発注者の事情により検針を行うことができない場合はこの限りではない。

3 発注者が受注者の電気需給に関する記録の提出を希望するときは、受注者はこれに応じるものとする。

(料金の算定期間)

第 10 条 料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までとする。

(料金の請求及び支払)

第 11 条 受注者は、第 9 条に定めた検査終了後、当該月における使用電力量に第 4 条第 1 項に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額（ただし、燃料費調整を行う場合は燃料費調整額を加えた額又は差し引いた額とする。）と第 8 条に定める契約電力に第 4 条第 1 項で定める契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額（ただし、力率割引割増を行う場合は、力率割引割増して得た額とする。）を加算した金額を 1 月毎に発注者に請求するものとし、発注者は受注者から適法な請求書を受領した日から 30 日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。

2 前項の請求金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受領したときは、当該金額を土地改良技術事務所庁舎の使用官署等に分担し、各官署等から受注者に振込により支払うものとする。

(遅延利息)

第 12 条 受注者は、発注者が自己の責に帰すべき理由により前条の約定期間内に請求

金額を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項により計算した遅延利息の金額が100円未満である場合及び100円未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。
- 3 前2項の場合において、支払遅延が天災地変その他やむを得ない理由による場合は遅延日数に算入しない。

（機密の保持）

第13条 受注者は業務上知り得た発注者の秘密を他に漏らしてはならない。なお、受注者は、本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。

（解除）

第14条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは本契約の全部または一部を解除することができる。

- （1）受注者が天災その他不可抗力の原因によらないで、電気の供給をする見込みがないと発注者が認めたとき。
- （2）受注者が正当な事由により解除を申し出たとき。
- （3）本契約の履行に関し、受注者またはその従業員、使用人等に不正の行為があったとき。
- （4）前各号に定めるもののほか、受注者が本契約条項に違反又は、本契約の目的を達成することができないと認められるとき。

（違約金）

第15条 天災その他不可抗力の原因又は前条第2号の規定によらないで本契約が解除された場合は、受注者は当該日から契約期間満了までに係る予定使用電力量に第4条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た金額と契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額の合計額の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（損害賠償）

第16条 発注者は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

（談合等の不正行為に係る解除）

第17条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- （1）公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7

条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第18条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約解除)

第19条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第20条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第21条 受注者は、第19条の各号及び第20条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第22条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、

若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第23条 発注者は、第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第24条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（協議）

第25条 本契約条項について疑義があるとき、又は本契約条項に定めのない事項については特定規模需要供給条件によるほか、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、発注者、受注者、記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 京都市伏見区深草大亀谷大山町官有地
分任支出負担行為担当官
近畿農政局土地改良技術事務所長 森田 明宏

受注者